

第2次甲賀市総合計画 策定方針

甲賀市総合政策部政策推進課

第2次甲賀市総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成19年4月に第1次総合計画（基本構想および基本計画）を策定し、効率的かつ効果的な行財政運営を進めてきました。

第1次総合計画は、「新市建設計画」の方針を踏まえつつ、その精査を含めて、より戦略的で具体性のある計画として策定し、平成28年度までの10年間（平成25年3月中間見直し）を期間としたものであります。

基本構想を本市の「将来のまちづくりのあり方」や「まちの姿」といった「共有すべき目標」とし、基本計画を本市の将来像「人 自然 輝きつづける あい甲賀」の実現をめざした羅針盤として、これまで着実な歩みを進め、目標年次を迎えることとなります。

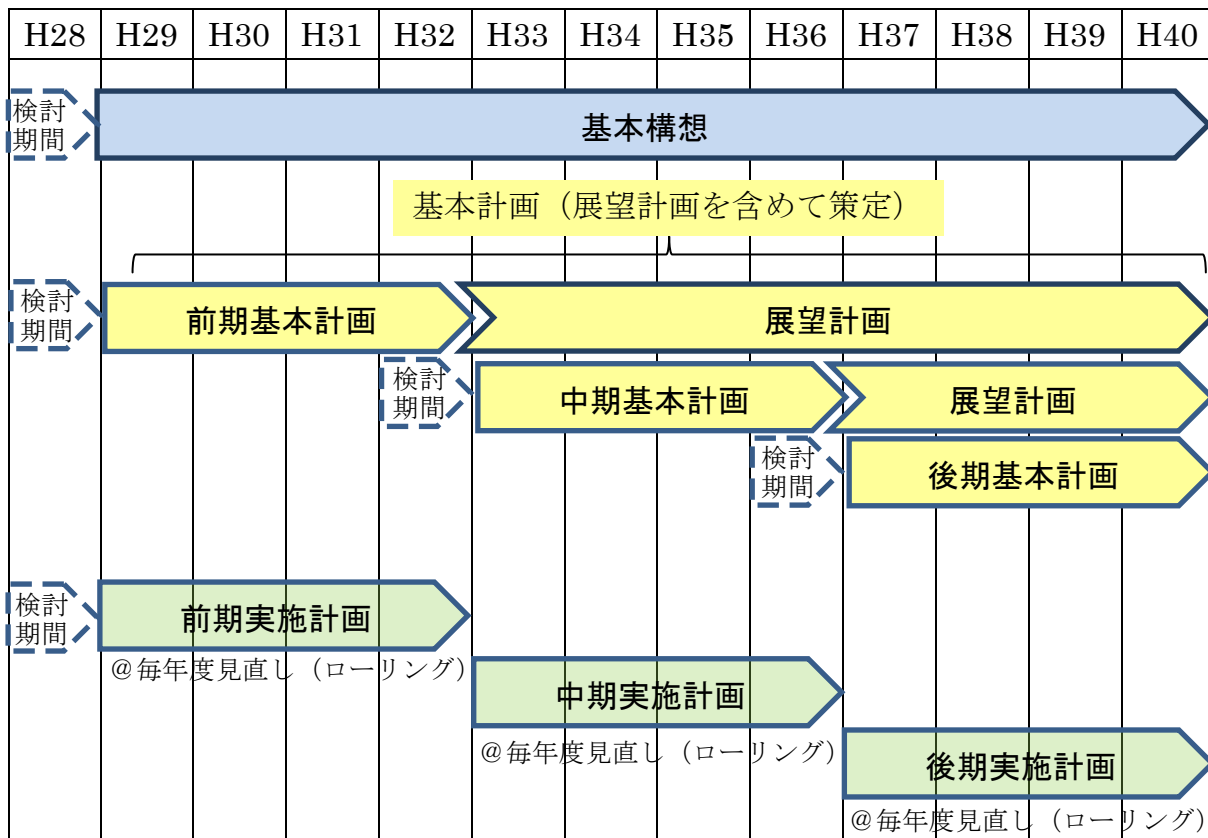
この10年においては、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、東日本大震災等を契機とした大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、策定後の本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、今、私たちは時代の大きな転換期にいます。

本市はこれまでの10年間に固めた基礎のうえに、市民幸福度の最大化に向けた「甲賀の國づくり」を着実に進め、地域資源を十分に活用した個性豊かで魅力ある地域を創るため、生活の場からの声の一つひとつに耳を傾けながら、新しい指針となる地域経営計画として、第2次甲賀市総合計画を策定します。

2. 総合計画の構成と計画期間

第2次甲賀市総合計画については、その計画期間を従前の10年から12年とし、改定の時期を市長の任期と連動させて4年毎とするとともに、主要な個別計画についても、同様の仕組みとなるよう取り組みを進めます。

また、これまでの自治体の総合計画や個別計画は、国や県の計画との整合等が重視され、市長の公約やマニフェストを迅速に反映させる仕組みにはなっていなかったことから、本計画の策定にあたっては、「地方創生」と「マニフェスト」の時代にふさわしい計画とします。



【第2次甲賀市総合計画の構成】

構成	内容	議会の 議決(※)	総合計画審議 会への諮問
基本構想	平成29年度～平成40年（12年間） ○「将来のまちづくりのあり方」や「まちの姿」といった「共有すべき目標（基本理念や将来都市像）」を示す。	要	要
基本計画	前期計画：平成29年度～平成32年度 中期計画：平成33年度～平成36年度 後期計画：平成37年度～平成40年度 ○基本構想を実現するための基本的な「施策の体系」と「各施策の方向」を示す。	要	要
実施計画	前期計画：平成29年度～平成32年度 中期計画：平成33年度～平成36年度 後期計画：平成37年度～平成40年度 ○施策を実現するための個別の事業を示す。 ○基本計画における施策の方向を踏まえ、事業内容等を示す。 ○財政的な裏付けを持たせた具体的な事業を示す。 ○計画は毎年度改定を行う。	—	—

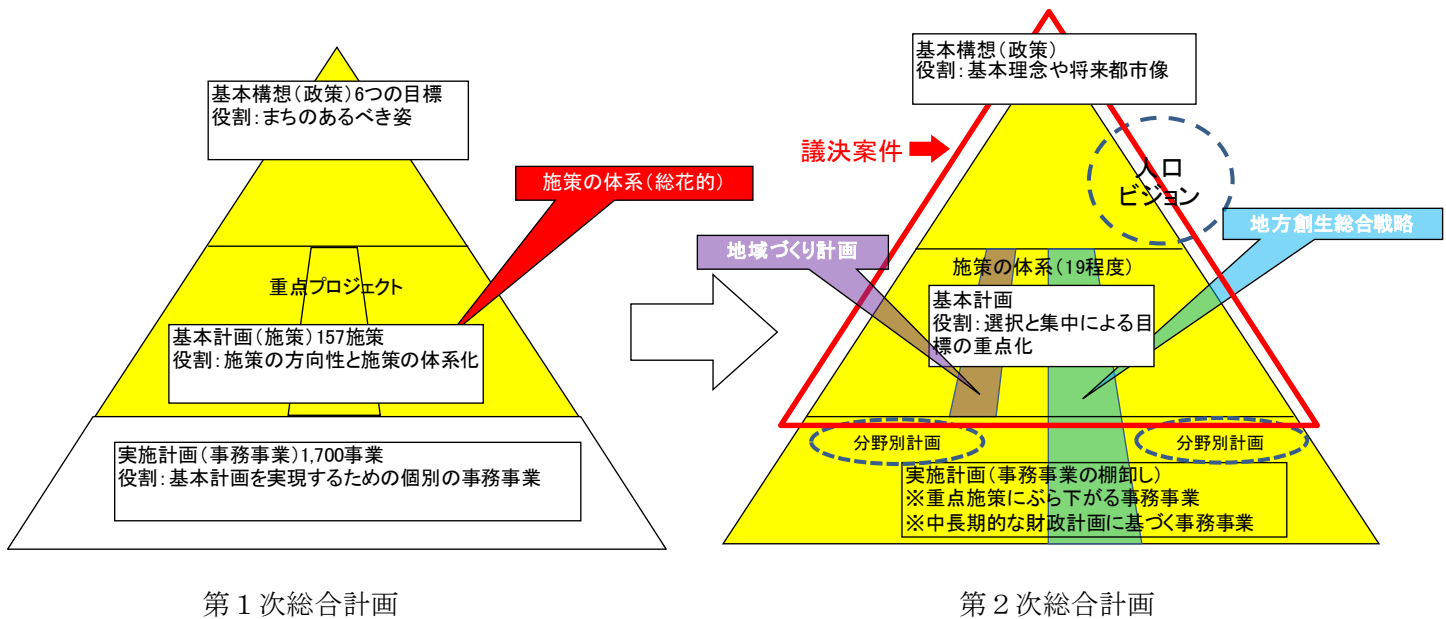
(※) 甲賀市議会基本条例に規定

3. 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 地域の特性や強みを活かした将来世代につながる誇りある計画
 - 高齢化や人口減少、産業構造の転換といった目まぐるしい社会情勢の変化により、先行き不透明な時代において、歴史風土の中で培われた地域資源を最大限に活かすことで、甲賀らしさを感じるとともに、将来に夢や希望を持つことができる計画を目指します。
 - 自治振興会ごとの地域づくり計画を「地域における総合計画」と位置付け、小規模多機能自治の取り組みをさらに進めます。
- (2) わかりやすい計画
 - 評価の方法や進捗管理がわかりやすく、着実に運用できる計画とします。
 - 策定過程が市民にも見え、明解な計画とすることで、市民と行政で共有できる計画を目指します。
- (3) 戦略性の高い行政経営のための計画
 - 場当たりの行政運営ではなく、重点的な施策や取組を選別した戦略的行政経営という視点から、選択と集中によるメリハリのある計画とします。
 - 夢を描き、政策を掲げるだけの計画ではなく、行財政改革的な視点を考慮した計画とします。
- (4) 活用される計画
 - 目標、目的を明確にし、実現可能なものとする事で実行性を高めます。
 - 予算や人事、行政評価など行政の他のシステムとの連動性を強めることで、職員が常に計画を意識するシステムを構築します。
 - 将来の計画見直しを想定し、簡便に見直し作業に取り組めるような構成とします。
- (5) 分野別計画と整合した計画
 - 市が策定する各分野における個別計画や施策に方向性を与える上位計画と位置付けます。
 - 基本計画と分野別計画の計画期間を原則合わせるものとします。ただし、法令により基本計画の期間に合わせることができない分野別計画や基本計画の影響を受けない分野別計画を除きます。
- (6) 第1次総合計画の成果と課題を踏まえた計画
 - 合併時に策定した「新市建設計画」を踏まえた第1次甲賀市総合計画に基づき、これまでの10年間の取り組みの成果と課題を十分に検証します。
 - 社会潮流と甲賀市の地域資源を統計的に分析した論点データ集（人口ビジョン等）を作成し、多面的・複合的な議論を深めます。

4. 地方創生総合戦略との関係

第2次甲賀市総合計画は、平成27年10月を目途に策定する地方創生総合戦略を包括する形で策定します。



5. 市民参画および策定体制

(1) 市民参画

市民・事業者・関係団体の意見を反映するため、策定までのプロセスを重視し、各段階において、多元・多層の開かれた市民参加を進めます。

- 市民意識調査（18歳以上の市民、区・自治会長、自治振興会長など）
- 市民団体、有識者ヒアリング（商工会、観光協会、工業会など）
- グループインタビュー（子育て支援、福祉関係の集まりなど）
- 区・自治会、自治振興会との意見交換会（出前講座など）
- 市民まちづくりディスカッション（無作為抽出による意見交換会など）
- キックオフフォーラム
- 子ども議会、成人式など若者との意見交換会
- まちづくり市民提案募集
- パブリックコメント

(2) 甲賀市総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画（基本構想、基本計画）に関する調査および審議を行い、市長に答申します。

〔構成員〕市民（公募）、学識経験者、工業会、金融機関など20名まで

(3) 庁内策定組織

■総合計画策定委員会

基本計画の策定に関する調査、計画立案等の総合調整を行うため、第2次甲賀市総合計画策定委員会を設置します。

策定委員会 部長級職員等で構成し、総合計画の素案を策定するとともに、策定に係る総合調整を行います。

策定幹事会 次長級職員で構成し、職員ワーキングチームから提出された素案を調整及び検討し、策定委員会に提出します。

職員ワーキングチーム 庁内各課室から選出された職員で構成します。

■甲賀の國づくりプロジェクト会議

本市における人口減少に関する対策を全庁的かつ戦略的に推進するために設置した、甲賀の國づくりプロジェクト会議の意見を踏まえて、地方創生総合戦略を策定し、本戦略を重点施策として包括した総合計画を策定します。